

第 1 号

令和3年度熊本県一般会計補正予算（第6号）

令和3年度熊本県の一般会計の補正予算（第6号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ10,063,176千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ905,113,053千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第2条 債務負担行為の補正は、「第2表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の補正は、「第3表 地方債補正」による。

令和3年6月14日提出

熊本県知事 蒲島郁夫



第1表 歳入歳出予算補正  
歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 分担金及び 負担金		千円 3,531,999	千円 39,672	千円 3,571,671
	1 負担金	2,762,488	39,672	2,802,160
2 国庫支出金		175,315,209	8,460,180	183,775,389
	1 国庫負担金	48,628,787	264,400	48,893,187
	2 国庫補助金	123,781,197	8,082,957	131,864,154
	3 国庫委託金	2,905,225	112,823	3,018,048
3 財産収入		1,302,333	84,371	1,386,704
	1 財産売払 収入	424,876	84,371	509,247
4 繰入金		40,048,932	18,976	40,067,908
	1 基金繰入金	39,582,884	18,976	39,601,860
5 繰越金		293,041	299,222	592,263
	1 繰越金	293,041	299,222	592,263
6 諸収入		87,959,052	9,245	87,949,807
	1 雑入	11,606,421	9,245	11,597,176

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
7 県 債		110,860,000	1,170,000	112,030,000
	1 県 債	110,860,000	1,170,000	112,030,000
歳 入 合 計		895,049,877	10,063,176	905,113,053

歳 出				
款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 総 務 費		千円 39,769,684	千円 989,523	千円 40,759,207
	1 企 画 費	8,610,226	989,523	9,599,749
2 民 生 費		110,599,479	73,233	110,672,712
	1 社会福祉費	63,558,731	7,420	63,566,151
	2 児童福祉費	38,831,417	53,748	38,885,165
	3 生活保護費	4,792,379	12,065	4,804,444
3 衛 生 費		79,186,584	4,395,814	83,582,398
	1 公衆衛生費	64,711,469	4,000,716	68,712,185
	2 環境衛生費	11,623,170	395,098	12,018,268
4 労 働 費		2,749,579	118,254	2,867,833
	1 職業訓練費	2,114,102	112,823	2,226,925
	2 失業対策費	289,602	5,431	295,033
5 農 水 産 業 林 費		63,425,934	319,716	63,745,650
	1 農 業 費	17,265,140	221,732	17,486,872

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
	2 畜産業費	2,180,029	92,000	2,272,029
	3 農地費	23,233,963	5,984	23,239,947
6 商工費		110,792,540	1,248,202	112,040,742
	1 商業費	96,958,399	1,248,202	98,206,601
7 土木費		82,097,944	1,969,080	84,067,024
	1 道橋りょう路費	37,827,799	1,595,190	39,422,989
	2 港湾費	4,847,103	306,640	5,153,743
	3 都市計画費	7,599,413	67,250	7,666,663
8 教育費		142,338,058	208,370	142,546,428
	1 教育総務費	34,538,021	179,630	34,717,651
	2 高等学校費	29,876,811	15,140	29,891,951
	3 特別支援学校費	13,178,118	13,600	13,191,718
9 災害復旧費		32,824,163	740,984	33,565,147
	1 総務災害復旧費	2,427,377	108,981	2,536,358
	2 民生災害復旧費		616,146	616,146

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
	3 農林水産業 災害復旧費	13,041,143	7,339	13,048,482
	4 教育災害 復旧費	655,166	8,518	663,684
歳出合計		895,049,877	10,063,176	905,113,053

第2表 債務負担行為補正

1 追加

事 項	期 間	限 度 額
街路事業費	令和4年度 ～令和6年度	千円 364,000
	年次別内訳 令和4年度	71,500
	令和5年度 令和6年度	292,500



## 2 変 更

補 正 前			補 正 後		
事 項	期 間	限 度 額	事 項	期 間	限 度 額
1 離職者訓練等委託業務	令和4年度	千円 169,565	(補正前に同じ)	令和4年度	千円 216,161
2 警察関係業務	令和4年度 ～令和5年度	1,637,176	(補正前に同じ)	令和4年度 ～令和5年度	1,637,670
	年次別内訳 令和4年度 令和5年度	978,708 658,468		年次別内訳 令和4年度 令和5年度	979,202 658,468
3 情報処理関連業務	令和4年度 ～令和8年度	354,481	(補正前に同じ)	令和4年度 ～令和8年度	431,787
	年次別内訳 令和4年度 令和5年度 令和6年度 令和7年度 令和8年度	228,471 40,277 34,644 34,306 16,783		年次別内訳 令和4年度 令和5年度 令和6年度 令和7年度 令和8年度	305,777 40,277 34,644 34,306 16,783

第3表 地方債補正

1 追 加

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
<p>福祉施設 過年度発生国庫 補助事業費</p> <p>私立学校施設 過年度発生単 災害復旧事業費</p>	<p>千円</p> <p>177,000</p> <p>4,000</p>	<p>(借入先)</p> <p>財務省、地方公 共団体金融機構、 会社、その他</p> <p>(借入方法)</p> <p>証書借入又は証 券発行(他の地方 公共団体との共同 発行を含む。)</p> <p>(その他)</p> <p>工事その他の都 合により、一部又 は全部を翌年度以 降に繰り下げて借 り入れることがで きる。</p> <p>発行価格が額面 金額を下回るとき は、その発行差額 をうめるため必要 な金額を加算した 額を限度額とする ことができる。</p>	<p>年5.0%</p> <p>以 内</p> <p>(ただし、 利率見直し 方式で借り 入れる資金 について、 利率の見直 しを行った 後において は、当該見 直し後の利 率)</p>	<p>据置期間を含め 30年以内</p> <p>半年賦元利均等 償還又は元金均等 償還、満期一括償 還等</p> <p>ただし、県財政 の都合により、繰 上償還をなし、又 は借換えをするこ とができる。</p>
<p>計</p>	<p>181,000</p>			

2 変 更

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
道路橋りょう 国庫補助事業費	千円 6,439,000	(借入先) 財務省、地 方公共団体金	年5.0% 以 内	据置期間を 含め30年以内	千円 6,802,000			
道路維持国庫 補助事業費	2,724,000	融機構、会社、 その他	(ただし、 利率見直 し方式で	半年賦元利 均等償還又は 元金均等償還、	3,118,000			
港湾建設国庫 補助事業費	361,000	(借入方法) 証書借入又 は証券発行(他	借り入れ る資金に ついて、	満期一括償還 等	455,000	(補 正 前 に 同 じ)		
都 市 公 園 整 備 事 業 費	163,000	の地方公共団 体との共同発 行を含む。)	利率の見 直しを行 った後に	ただし、県 財政の都合に より、繰上償 還をなし、又	193,000			
鉄 道 施 設 過 年 発 生 国 庫 補 助 事 業 費	317,000	(その他) 工事その他 の都合により、 一部又は全部 を翌年度以降 に繰り下げて 借り入れるこ とができる。 発行価格が 額面金額を下 回るときは、 その発行差額 をうめるため 必要な金額を 加算した額を 限度額とする ことができる。	おいては、 当該見直 し後の利 率)	は借換えをす ることができ る。	425,000			
計	10,004,000				10,993,000			